

児童間トラブル(暴力含む)対応マニュアル

1. 初期対応

発見職員

- ・加害者に対して、「やめなさい」等の単純で明確な指示を繰り返す。
- ・被害者に対して、被害状況を確認する。
- ・速やかに管理職に事案を報告する。
- ・必要に応じて近くの教職員に応援を要請する。⇒管理職、担任外で対応する。

管理職

- ⚠ 児童の生命や身体の安全が脅かされるなどの緊急の場合は、ためらわずに警察に通報・相談する。
- ⚠ 事案によっては速やかに通報する。(教育委員会との連携を確認する。)

2. 事実確認

管理職、生徒指導主任、関係職員

- ・正確かつ迅速な事実把握、情報集約の方策を協議、決定する。

関係職員

- ・児童が心を開いている教職員が別室で話を聴き、思いを引き出し、受け止める。

発見職員または担任

- ・加害児童と被害児童、両者の保護者への事実確認の報告。

3. 事実確認後の対応

管理職、生徒指導主任

- ・生徒指導・教育相談委員会を開催し、事案の報告、今後の方針を決定する。
- ・全職員へ連絡・指示をする。

管理職

- ・教育委員会と連携を図る。
- ・学校教育法第35条に照らし、出席停止の措置が考えられる場合には、教育委員会と相談する。

管理職、生徒指導主任、関係職員、担任

<加害者>

- ・叱責・説諭等にとどまらず、振り返りの時間を計画的に積み重ね、自己の問題点に気付かせ、真の反省に至るように粘り強く指導する。
- ・精神面でのケアが必要な場合、スクールカウンセラーや関係機関等との連携を図る。

<被害者>

- ・学校で可能な対応を説明し、保護者の意向を確認しながら、ケア・指導をする。
- ・精神面でのケアが必要な場合、スクールカウンセラーや関係機関等との連携を図る。

4. 事後対応

管理職、生徒指導主任

- ・組織(生徒指導・教育相談委員会)で、再発防止策(原因・背景の把握と改善策)について検討・実施。生徒指導の充実を図る。